

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に
関する基本的な考え方について（答申）

平成23年1月25日

大阪府男女共同参画審議会

目 次

	(頁)
I. はじめに	1
II. 大阪を取り巻く最近の社会経済情勢について	2
III. 男女共同参画を取り巻く課題	3
IV. 新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について	6
1. 基本理念	6
2. 計画期間	6
3. 数値目標等	6
4. 目指すべき社会	7
5. 基本的視点(方向性)	7
6. 基本的視点を踏まえて取り組むべき事項	9
7. 男女共同参画社会の形成に向けて(推進体制について)	18
V. おわりに	19
参考資料	20

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する 基本的な考え方について（答申）

I. はじめに

大阪府では、平成13年7月に、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成18年の一部改訂を経て、当該プランに基づく男女共同参画施策が進められてきたところです。

この結果、社会全体で男女平等と感じる府民の割合は、10年前と比べて男女とも10%程度増加するとともに、男性の意識や行動に変化の兆しが見られ、男性の育児・家事への参画の広がりが話題となるなど一定の進展がありました。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は未だ解消されておらず、また、審議会委員や地方議会議員など政策・方針決定の場への女性の参画は依然として少ない状況にあるなど、男女共同参画が十分に進まなかった面があります。

本格的な人口減少社会が到来し、人々を取り巻く社会経済情勢が急速に変化しています。こうした変化に柔軟に対応し持続可能で活力ある大阪を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要であり、その実現に向けた取組が不可欠であるとの認識を府民に浸透させていくことが求められています。

平成20年12月22日、本審議会は、大阪府知事から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問を受けました。現行プランにおける施策の検証・評価を行い、明らかになった課題や新たな社会経済情勢の変化を踏まえ、より実効性のある男女共同参画施策の計画策定に向けての考え方について審議を重ね、この度「新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申をとりまとめました。

この答申が、府の新たな男女共同参画計画の策定に最大限反映され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進むよう期待します。

Ⅱ. 大阪を取り巻く最近の社会経済情勢について

平成13年7月の現行プランの策定後、とりわけ、平成18年4月の改訂以降、次のような社会経済情勢の変化がありました。

1. 少子高齢化の一層の進展

府における合計特殊出生率は、平成16年の1.20（全国1.29）から、平成21年には1.28（全国1.37）に増加しているものの、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢化率（65歳以上の割合）は、平成12年の14.9%から平成21年には21.5%と急激に増加するなど少子高齢化が一層進展しています。さらに、労働力人口についても、平成13年の453万7千人は平成21年には434万8千人に減少しています。

2. 単身世帯やひとり親世帯の増加

府では、単身世帯は平成12年の102万9千世帯（29.8%）から平成17年には115万2千世帯（32.1%）に、このうち65歳以上の単身世帯は平成12年の25万5千世帯（7.4%）から平成17年には34万世帯（9.5%）に増加しています。また、ひとり親世帯も平成12年の約6万3千世帯（1.8%）から平成17年には7万7千世帯（2.1%）に増加しています。人間関係が希薄化する中、社会から孤立しがちな家庭が増えています。

3. 経済の低迷と不安定な雇用情勢

日本経済が長期的に低迷を続けている中、府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、平成21年は全国平均の5.1%に対し、府の完全失業率は6.6%となっています。また、非正規就業者割合は、平成14年の35.1%から平成19年には38.6%に増加しており、全国的にも3番目に高い状況となっています。

4. グローバル化の進展

グローバル化の進展等に伴い留学生や国際結婚等が増加し、府では、多様な文化や価値観を持った人々が居住し活動しています。平成21年時点、府内では約21万人の外国人が在住しており、その人数や都道府県人口に占める割合は東京都に次いで多い状況にあります。また、その国籍を見ると、中国やベトナムが増えるなどプラン策定時に比べ多様化しています。

Ⅲ. 男女共同参画を取り巻く課題

本審議会では、「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」検討するにあたり、まず、現行プランに基づき実施されてきた施策について、施策の到達点と解決が待たれる課題を整理しました。

この結果、次のとおり、これまでの取組をさらに進める必要があるもの、あるいは、社会経済情勢の変化の中で新たに取組むべき必要があるものなど、府の男女共同参画を取り巻く課題が明らかとなりました。

1. 政策・方針決定過程における女性の参画促進

府においては政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、努力目標を設定するなどの取組が進められてきました。しかしながら、例えば、平成22年4月時点で、府の審議会における女性委員の登用率は360%で、女性の学識経験者が少ない分野等での登用が進まないなどの理由により40%の目標達成が難しい状況です。

これまで以上の登用を行うためには、学校教育からの長期的視点での人材育成など、より実効性ある方策等が必要です。また、女性をはじめ社会を構成する多様な人々が、各々の能力を発揮し、職場、家庭、地域などで活躍できる社会（ダイバーシティ社会）の構築に向けた意識の醸成や仕組みづくりが必要です。

2. 仕事と生活の調和の推進

働く女性の育児休業取得率が増加している一方で、就業の継続を希望していた女性が、出産を機に就業を中断するケースも多く、仕事と子育て等との両立が難しい状況が続いています。多様な保育施策の展開により保育所入所枠は拡大しているものの、一方では就労を希望する女性も増加していることから、待機児童も依然として多い状況にあります。また、働く男性を見ると、育児休業の取得は低迷している上、家事に要する時間も、平日及び休日とも「ほとんどない」が30%台と高い状況にあるなど、依然として、主に女性が家事や子育てを担っている状況です。

少子・高齢化社会の中で、男女ともに子育て・介護をしながら働き続けていくためには、男性の家事・育児への参画を進めていくと同時に、長時間労働を前提としないなど働き方そのものを変えていくことが必要です。仕事と生活の調和が個人の生活の充実だけでなく、企業の経営戦略として人材確保や業績向上に不可欠で、さらには社会・経済の活性化に資するものとの認識を経営者層はじめオピニオンリーダー層に十分広げることが必要です。

3. 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向けては、行政計画を策定し体制整備を図るなどの取組が進められてきました。配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数や一時保護件数は高い状況が続くなど、依然として様々な形態による暴力被害が深刻な状況です。府民意識調査の結果を見ると、DVを受けた経験のある人の半数以上が「どこにも相談しなかった」と回答しており、相談をためらったり一人で悩みを抱えこんでいる被害者も多いと考えられます。また、新たに若年層において恋人間の暴力の問題や、インターネットや携帯電話を悪用した性犯罪の発生なども問題となっています。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であると同時に、本人だけでなく、家庭における子どもの人格形成等にも重大な影響を及ぼすものであることから、女性に対するいかなる暴力をも根絶すべきとの共通認識が浸透するよう、一層強力な取組を推進していくことが必要です。

4. 様々な生活上の困難に直面する人々への支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られない、地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。特に、女性は相対的貧困率^(※)が高く、母子家庭や高齢女性でその傾向は顕著です。生活上の困難は、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であると考えます。

次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要です。また、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、施策の推進にあたって留意する必要があります。

さらに、性同一性障害などを有する人々、男女を問わず性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由として困難な状況に置かれている場合に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。なお、絶対的な貧困水準を表すものではなく、所得の中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合を示す相対的な指標であり、預貯金や不動産等の資産は考慮していない。

5. 府民意識の向上

国・府・市町村において男女共同参画に向けた啓発などを推進してきましたが、自分には関係ないことと捉えている無関心な人々の意識改革や、企業等を含め社会全体を巻

き込むような制度改革につながりませんでした。

府民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会」という用語の認知度は男女とも40%台で、同様の内閣府調査よりも認知度が20%程度低く、“男女共同参画の課題”が府民にとって身近な問題として認識されていないのではないかと懸念されます。また、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「同感する」割合は、平成16年度の調査と比較すると、男女とも増加しており、特に20～30歳代の女性及び30～40歳代の男性について、その割合が高くなっています。若年層の女性で同感する割合が増加した背景には、若者や女性に非正規雇用が増大するなど不安定な雇用が広がっていることや仕事と子育ての両立が難しいと感じられていることなど、昨今の厳しい社会経済情勢等の影響が推測されます。また、30～40歳代の男性の意識の背景には、これらの年代の男性に長時間労働の割合が高く、仕事と家庭との両立が難しい状況などが影響していると考えられます。

男女共同参画社会づくりが、府民一人ひとりの幸せにつながる、もっと身近な問題として捉えられるよう、子どもや男性を含め、あらゆる立場の人々にとって必要な取組との認識を広めることが必要です。

6. グローバル化への対応

社会のグローバル化が一層進展する中、府では、多様な文化や価値観を持った人々が居住し活動しています。しかし、在住外国人や留学生の置かれた状況を見ると、必ずしも持てる能力を發揮しているとはいえません。日本における男女共同参画の取組は、国連等国際的な動きを踏まえて進められてきたところですが、平成21年8月には国連の女子差別撤廃委員会から最終見解が示され、雇用、政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等について、日本政府に対する要請がなされています。

国際的な規範・基準を踏まえ、国際社会から評価される大阪を目指し、府における男女共同参画の取組を進める必要があります。

7. 推進体制の強化

男女共同参画の推進においては、オール大阪での推進体制の構築を目指しましたが、必ずしも十分に機能しているとはいえません。行政による男女共同参画社会づくりの取組だけでは限界があると考えられます。

大阪では、地域の住民や地域の専門家等が市町村と連携して子育て支援や介護のサポートを行うなど、これまで福祉をはじめ様々な分野で民間と行政で培ってきた実績やノウハウの蓄積があることから、行政相互間も含め、これまで以上に幅広い団体と連携する仕組みを創り、効果的な施策の展開を図ることが必要です。

IV. 新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について

本審議会では、こうした男女共同参画の現状や課題を踏まえ、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関して、次のとおり基本的な考え方を示します。

1. 基本理念

平成14年4月、男女共同参画社会の実現を目指すための指針として、府が策定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、次の5つの基本理念を定めています。この条例の基本理念は、現在においても、男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、この理念に基づき更なる取組を進めることが求められます。

新計画においても、この5つの基本理念を念頭に置き、男女共同参画を推進していくことが重要であると考えます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女共同参画への影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組への考慮

2. 計画期間

現行プランの計画期間は、平成13年度からおおむね10年間でしたが、男女共同参画をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、計画の中間年度に一部改訂を行いました。

昨今、社会経済情勢はますます急速に変化しており、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくため、新計画においては、計画期間をおおむね5年間とし、取組を進めていくことが望ましいと考えます。

3. 数値目標等

男女共同参画の現状等を府民にわかりやすく示すため、現行プランでは、府の男女共同参画の現状を見るための16の基本的な指標及び18の数値目標を設定しています。しかし、今般、施策の検証・評価を行った際、現行プランで設定している数値目標等では、男女共同参画の現状や課題を十分に提示することができませんでした。

新計画では、府民とともに男女共同参画社会に向けた取組を進めていくため、男女共同参画の現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりやすく府民に示していくこ

とが重要です。こうした観点から、男女共同参画の現状や課題を具体的に表すためにふさわしい、実効性のある目標値を設定していくことが望ましいと考えます。

4. 目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、「性別によって差別されることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮できる活力ある大阪」であると考えます。具体的には、次のような社会です。

- (1) だれもが意欲を持って個性と能力を発揮し活躍できる、多様性に富んだ活力ある社会
- (2) 仕事と生活の調和がとれた心豊かな生活ができる社会
- (3) 性別にかかわらず健康で安心して暮らすことができ、また、性別による決め付けがなく、一人の人間として大切にされる社会
- (4) アジアをはじめ世界から評価される社会

なお、新計画においては、府民一人ひとりが男女共同参画をより身近なものと感じることができるよう、「大都市圏おおさかの活性化には男女共同参画が必要」、「女性の活躍が大阪の未来を開く」など分かりやすいキャッチフレーズを使って目指すべき社会を府民に浸透させていくなどの工夫が必要と考えます。

5. 基本的視点（方向性）

男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、今後さらに男女共同参画を進めていくためには、これまでの取組の視点だけでは十分とはいえません。新計画においては、施策の推進にあたっての基本的な方向性に、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

具体的には、次の5つの新たな基本的視点（方向性）を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていくことが重要と考えます。

(1) 男女共同参画による社会の活性化

少子高齢化が進むとともに、グローバル化が進展する中、女性や外国人をはじめ、能力がありながら十分に活躍する機会のない人々についての社会での活躍を促進することが求められています。また同時に、今後の社会経済成長の源泉となり得る新たな価値の創造が必要となっており、様々な変化に対応し得る多様な人材の必要性も高まっています。生活者としての様々な経験を持つ人々の視点が、多様な府民ニーズに対応した施策の決定、様々な地域での課題解決、新たな市場の創造等にも活かされていくことが必要です。

また、男女とも性別にかかわらず、意欲を持ってその個性と能力に応じて活躍できるようにすることが必要であり、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性や外国人をはじめ多様な人材が活躍することにより社会経済を活性化することが強く求められます。こうした男女共同参画の取組を通じて国際社会から評価される大阪を目指すことが重要です。

特に、大阪では、大都市圏の有する文化、産業、生活環境を有効に活かして、女性が活躍する場は多くあり、また、女性をはじめ新たなチャレンジをしようとする人々に活躍の場を提供できる進取の気風や経済規模を有していることから、積極的に環境の整備を図っていくことにより、活力ある大阪が構築されることを期待します。

(2) 仕事と生活の調和の推進

府民一人ひとりが充実した生活を送るためにはもちろんのこと、社会を構成する多様な人材が社会参画していくためには、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた、一人ひとりが仕事と生活のバランスについて多様な選択ができることが重要です。働き方の見直しや多様な働き方への支援を進めるなど、働き続けやすい環境づくりが必要と考えます。また、低成長時代に経済の持続的成長をするためには、労働生産性を高め、効率よく働くことが企業の経営にとっても不可欠であり、活力ある大阪を実現するためにも、仕事と生活の調和を推進していくことが必要です。

特に、大阪では、近世から様々な町人文化が育まれるなど、現在も、演劇や音楽等都市の有する多彩な文化を享受し、大都市圏の特性を活かした心豊かな生活を送ることが可能です。男女が協力して仕事と生活の調和、調和ある人生設計を図り、豊かな生活を享受できる社会の先導となることを期待します。

(3) セーフティネットの充実

貧困など生活困難な状況に置かれた人々が幅広い層に広がっており、社会的な対応が求められています。特に、女性は相対的貧困率が高く、母子家庭の自立支援や高齢女性の生活支援などの取組を進めることが重要です。

また、深刻な状況にある配偶者からの暴力（DV）など女性に対する暴力の根絶に向けた取組が必要です。

特に、大阪では、福祉や人権、教育など多様な人たちの活動によるネットワークが形成されるなど、セーフティネットの構築が見られます。これらのセーフティネットは大阪の財産であり、地道な活動に光をあてて、個々の支援・相談ネットワークの活性化とネットワーク間の連携を図り、様々な課題を有する人々を支援する、大阪らしいセーフティネットの充実を図るべきと考えます。

(4) 女性も男性も共感できる男女共同参画

男女共同参画社会への共感が広がらない実情を踏まえ、より多くの府民に、男女共同参画社会への理解と共感を広げるような視点での取組が必要と考えます。

固定的な性別役割分担を肯定するなど若年層女性の一部には保守化傾向がみられますが、これからの男女共同参画社会の形成には若年層の意識変革が重要です。また、男性にとっても、男女共同参画社会づくりが身近な課題、避けて通れない課題であるとの認識を広げることが必要と考えます。

特に、大都市圏である大阪では、多様な人々が活動しており、それぞれの能力を発揮するダイバーシティの考え方が昔から息づいています。女性が活躍し、幸せな社会は男性にとっても幸せな社会であるという意識を府民が享受できるようになることを期待します。

(5) 地域力アップへの支援

生活の場としての地域を支える府民のネットワークや府民の参加による地域の様々な活動が地域の力を再生し、府民の豊かな生活の基礎をなします。身近な地域においては、今までも多くの女性が活躍しており、地域の活力の担い手となっています。また、地域における様々な課題の解決に向けて、民間団体や地域のネットワーク等との連携が進められています。今後は、例えば、経験豊かな高齢者などの社会活動等（子育て支援等）への参画を促進するなど、それぞれの地域が有する潜在的な力に着目、評価して、地域での男女共同参画を一層推進することにより、活力ある地域社会づくりを進める必要があります。

特に、大阪では、地域において、これまで、市町村や民間団体等が連携して、生活困難や児童虐待などの問題を解決するために、様々な支援等の取組を展開してきました。現在、地域力の再生に向けた取組も進められているところです。今後、多くの団塊の世代が完全退職し、仕事の場から、地域の活動へと参加することが考えられ、女性、男性がそれぞれの能力を活かして地域社会に参画し、地域力の再生が一層進むよう、官民が連携して先導的なモデル事業を進めていくことが必要であると考えます。

6. 基本的視点を踏まえて取り組むべき事項

男女共同参画社会の実現に向けては、多くの課題があります。こうした課題の解決に向けて、平成 23 年度からの5年間では、新たな5つの基本的な視点を踏まえ、次のとおり、新プランにおいて取り組むべき事項を提案します。

また、事項別に具体的な取組例について提示しますので、新計画策定にあたって参考としてください。

基本的視点「(1) 男女共同参画による社会の活性化」を踏まえ、次のとおり、「政策・方針決定過程への女性の参画促進」及び「男女共同参画を通じた大阪の魅力向上」に取り組むことが必要と考えます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

大阪を将来にわたり活力ある街としていくためには、女性をはじめ多様な人材の能力を活かし、政策立案や企業経営に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組み、女性が元気に活躍し、男女共同参画による大阪の活性化が図られるよう、社会や企業など組織の風土を変革していくことが重要であると考えます。

【具体的な取組例】

① 政策・方針決定過程（特に公的・学術・雇用の分野）への女性の参画促進

- ・国連の女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、公的分野・学術分野・雇用分野における女性の参画促進に取り組む。
- ・府の審議会での女性委員の登用にあたり、クォータ制を導入するなど、登用を促進するための有効な手法について検討する。

② 働く場における男女共同参画の促進

- ・女性を積極的に活用している企業では企業業績が伸びるなど、女性の活用が今後の企業の成長につながるということを、経営者をはじめ指導者層に周知することにより、働く女性の能力活用、人材育成が図られ女性の登用が促進されるよう支援を行う。
- ・働く女性が出産・育児等によりいったん退職した場合でも再就職が可能となるよう、再就職を希望する女性に対して、積極的に情報提供や職業訓練等の支援を行う。
- ・行政機関については、より効率的効果的な行政運営を行うことができるよう、職員の能力活用、人材育成を行うことが必要であるが、女性職員が出産・育児等によりキャリアを中断することがないよう、出産・育児等に配慮した評価や人材育成、能力開発を行い、民間企業等のモデルとなるよう努める。
- ・府内企業の取組をより一層推進するため、例えば、公契約の入札参加制度において、積極的に女性の参画に取り組む企業を優遇する等の具体的な方策を検討する。

③ 理工系分野の女性人材の育成

- ・大学等での理工系分野で女子学生の割合が低く、理工系分野の女性人材が少ないことが、学術分野や企業での女性の雇用や、審議会での委員登用が進まない一因となっている。このため、性別にかかわらず個人の適性により能力が発揮できるよう、府内大学等との連携を進めるとともに、中高生の段階から理工系分野での先輩女性の活躍ぶ

りを紹介するなどロールモデルを示し、学校教育の段階から長期的視点で人材育成等を行う。

(2) 男女共同参画を通じた大阪の魅力向上

大阪には、約 880 万人の府民が暮らしており、また、多くの企業や商業施設、大学や研究機関、文化施設などが集積し、多様な人々の活動の場があります。また、NPOをはじめ多くの民間団体が子育て支援や国際貢献など様々な分野で活動を展開しています。さらに、グローバル化が進む中で、留学生や企業で働く在住外国人、国際結婚件数等も増加し、府では多様な文化や価値観を持った人々が活動、交流しています。

こうした大都市圏の持つ基盤を活かし、女性や外国人をはじめ社会を構成する多様な人々が、各々の能力を発揮し、職場、家庭、地域などで活躍できるように支援する取組を進めることにより、国際社会から評価される大阪を目指します。また、大阪に住む人々、働く人々、訪れる人々や企業などにとって、より一層魅力のある街づくりを進めていくことが大阪の活性化のために重要と考えます。

【具体的な取組例】

① 女性や子育て世帯に魅力ある街づくり

- ・一人暮らしの女性や子育て世帯が安全・安心に暮せる街は、誰にとっても安全・安心に過ごせる街である。防犯や防災なども含め安全・安心な街づくりに女性の視点を活かしていく。
- ・大阪の持つ産業技術や商業施設の集積を活かし、大学やNPOなどと連携した取組により、女性や子育て世帯にとって魅力的な街づくりが促進されるよう情報提供等の支援を行う。

(例)・女性や子育て世帯の視点や感性を活かした新たな商品・サービスの開発や街の活性化活動に対する情報提供等の支援

② グローバル化の進展の中での多文化共生を目指す男女共同参画の推進

- ・グローバル化の進展を踏まえ、お互いの人権を尊重し多文化共生を推進する観点から、相互理解と交流の促進を図る。
- ・国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、男女共同参画に関するグローバルな活動を行っている女性の情報を収集し、行政施策の参考とするとともに、市町村等を通じて府民に情報提供する。
- ・府に滞在する外国人研究者や留学生に対し、府域の男女共同参画に関する情報提供に努めるとともに、男女共同参画施策の研修機会の提供などを行うことにより、男女共同参画を通じた国際社会への貢献を行う。

③ 女性の起業支援

- 生活者としての経験や独自の視点を活かして、女性が新たな事業を始める事例が増えている。ビジネスとして成功した事例も数多くあり、フェアトレードなど社会的問題の解決を目的とする収益事業に取り組む例も見られる。世界的に見ても、スモールビジネスが経済を活性化することが期待されている。こうした女性起業家等の活躍事例を府民に情報提供し、女性起業家の活躍を支援するとともに、行政がNPOや企業などと連携して起業をめざす女性がチャレンジする機会を持てるよう支援する仕組みを検討していく。

基本的視点「(2) 仕事と生活の調和の推進」を踏まえ、次のとおり、「男女とも仕事と生活の両立ができ、心豊かな生き方ができる環境の整備」に取り組むことが必要と考えます。

(3) 男女とも仕事と生活の両立ができ、心豊かな生き方ができる環境の整備

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、雇用の場において能力と意欲のある女性を人材として積極的に活かすことが不可欠です。また、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪を目指し、男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していくことが重要です。企業が持続可能な成長を続け、活力ある大阪を実現するためにも、仕事と生活の調和の推進は重要な視点です。中小企業の多い大阪においてこそ、生産性の高い働き方への変革も含め、男女とも仕事と生活の両立ができる環境の整備に取り組むことが重要であると考えます。

また、職場での長時間労働、様々なストレス等からうつ病や自殺などの増加が問題となっています。男女とも心身及び健康について、知識・情報を得て主体的に行動し健康を享受できるような取組が必要と考えます。

【具体的な取組例】

① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境整備の取組促進

- 国際社会の中で持続可能な経済成長を続けるためには、企業など組織が労働生産性を高め、量より質を重視する働き方への変革を促進する必要がある。経済団体や労働組合等と連携して経営者層にワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、中小企業も含め府内企業において働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、「男女いきいき・元気宣言登録制度」の充実や、公契約の入札参加制度において、男女共同参画に積極的に取り組む企業を優遇する等の具体的な方策を検討する必要がある。

② 男女が子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進

- ・待機児童の解消に向けて、保育所等の入所枠の拡大や幼稚園の開園時間延長を促進するとともに、一時保育や病児・病後児保育など多様な保育サービスが提供されるよう、子育て等と仕事との両立に向けた環境整備を推進する。

③ 男性の家事・育児・介護への参画促進

- ・育児休業を取得した男性の活躍事例を紹介することなどにより、男性の育児休業取得を促進するとともに、家事・育児等への参画に関する社会的な評価を高めていく。また、家事・育児に積極的に参加する男性を支援するため、そのニーズの把握に努め、啓発イベント等を通じて、気運の醸成を図る。
- ・男性向けの家事・育児講座（例：保育所等の企業向け「出前子育て講座」など）等が、府民に身近な市町村において実施されるよう府内市町村に働きかける。

④ 生涯を通じた男女の健康支援

- ・昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係や過重労働などが影響していると考えられる。このため、男女を問わず、心身ともに健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しなどの取組を進めることが必要である。
- ・男女とも平均寿命が伸びているが、大阪府は全国の中でもがん死亡率が高いことから、がん等の検診受診率を高め、積極的に予防に取り組み、早期発見、早期治療を進めることが重要である。
- ・疾患の罹患状況が男女で異なることも踏まえ、生涯を通じた健康保持増進のために、性差に応じた的確な医療の必要性がある。
- ・男女にかかわらず、生涯にわたって健康で、豊かな人間性を育むため、大阪の食の歴史・伝統を活かして、健全な食生活を実践できるよう食育の取組を支援する。

基本的視点「(3) セーフティネットの充実」を踏まえ、次のとおり、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる環境の整備」に取り組むことが必要と考えます。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は女性の人間としての尊厳への侵害であり、決して許されるものではありません。今後とも、女性に対する暴力根絶に向けた取組を一層強力に推進していく必要があります。また、メディアや企業を巻き込み社会を動かすプロジェクトを立ち上げるなど、府民啓発の機会をつくっていくことが重要です。

さらに、国際社会では、男女平等に向けた様々な取組が進められていることから、

女子差別撤廃条約やトラフィッキング（人身売買）禁止条約等について府民の理解を深めていくことが重要と考えます。

【具体的な取組例】

- ① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組推進
 - ・教育、司法、医療など配偶者からの暴力（DV）防止、被害者の救済等を担う関係者への啓発を行う。
 - ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボン等の配偶者からの暴力（DV）防止啓発キャンペーンを行うなど、多くの府民に幅広く周知啓発する。
 - ・府内市町村の配偶者からの暴力（DV）防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行う。
 - ・恋人間の暴力（デートDV）を防ぐため、若年層を対象とした啓発や学校と連携した取組を行う。

- ② 女子差別撤廃条約等国際的な女性を取り巻く課題の周知啓発
 - ・女子差別撤廃条約やトラフィッキング（人身売買）禁止条約等国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、学校関係者等に周知するほか、市町村等を通じて男女共同参画分野で活動するNPOなどの団体や府民に情報提供する。

- ③ 女性の人権を尊重した表現の推進
 - ・メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、国や他の地方公共団体と連携して働きかけていく。
 - ・府が行う広報・出版については、府民向けに広く情報発信されるため社会に与える影響が大きいことを考慮し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう引き続き取組を進める。

(5) 様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる環境の整備

社会経済情勢の変化の中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られない、地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であることから、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要です。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

さらに、性同一性障害などを有する人々、男女を問わず性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由として困難な状況に置かれている場合に対し、人権尊重の観点から施策の推進について配慮が必要です。

【具体的な取組例】

- ① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化
 - ・様々な困難な状況を抱える人々の課題を解決するため、地域福祉の支援人材や民間団体等と連携した取組を進める。例えば、地域の支援人材とともに生活支援に取り組んだ事例等があり、蓄積してきたノウハウ等を活かした支援を検討する。

- ② 貧困など生活困難に直面する人々への自立支援
 - ・身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、生活困難等に直面する人々に届くよう、市町村や民間団体等と連携して情報発信をしていく。
 - ・ひとり親家庭への支援を行う。特に母子家庭については、貧困など経済上の困難に直面することが多く、母子家庭の母親が自立して生活していくことができるよう、職業訓練や就業支援等の自立支援を行う。

基本的視点「(4) 男性も女性も共感できる男女共同参画」を踏まえ、次のとおり、「男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組の推進」に取り組むことが必要と考えます。

(6) 男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組の推進

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとって、もっと身近な問題として捉えられるよう、より多くの府民に理解と共感を広げるような視点での取組が必要です。

特に、男性にとって男女共同参画が自分自身にかかわる重要な問題であるとの認識が深まるよう取り組むこと、さらには、男性は企業経営者など組織の指導的な立場にある層の多くを占めており、こうした社会的に影響のある人々への啓発を重点的に行うことが重要です。

また、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めることが必要です。さらに、ひとり親家庭の子どもや虐待を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題が顕在化してきており、安全に安心して暮らせる環境の確保に向けた支援が重要と考えます。

【具体的な取組例】

- ① 企業経営者やオピニオンリーダー層の意識啓発
 - ・企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し、重点的に啓発を行う。
- ② 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進
 - ・若い世代には子育てや就職難、中高年層には親の介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができる取組を行う。また、効果的な広報啓発を行うため、市町村、企業、大学、経済団体、NPO等との連携により、府民への啓発キャンペーンなどを行う。
- ③ 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
 - ・教員の男女共同参画への理解を深めるための研修を行う。その際、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待等学校現場が抱える課題と直結するテーマの中で、男女共同参画の必要性、関連性を示すなど教員への男女共同参画への理解を深める工夫をする。
 - ・子どもたちが、将来にわたり社会人、職業人として自立する力を育むためのキャリア教育や家事・育児などの生活技術を身につけるための教育を推進する。
 - ・依然として大学等での理工系分野の女性割合が低いため、中高生の進路選択において多様な選択が可能となるよう、理工系分野で活躍するロールモデルの紹介を行う。
- ④ 子どもの安全・安心に向けた取組の充実
 - ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための取組や、予防・啓発等の充実を図る。
 - ・関係団体と連携して、相談窓口等子どもに対する情報提供を充実する。
 - ・困難を抱える家庭を支援するため、地域福祉の支援人材や民間団体等と連携した取組を進める。
- ⑤ 男性にとっての男女共同参画の推進
 - ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する。
 - ・男性が抱える悩みについての相談ニーズを把握し、今後の対応方策を検討していく。
 - ・男性の育児・介護、地域活動等への参画を推進する。
- ⑥ メディアを活用した男女共同参画の推進
 - ・メディアの発信する内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力を身につけるためのメディア・リテラシーの向上に向けた取組を進める。
 - ・新聞やメディアからの積極的な情報発信を進めるため、男女共同参画に関心を寄せているジャーナリストに情報提供する仕組みを検討する。

基本的視点「(5) 地域力アップへの支援」を踏まえ、次のとおり、「大阪の特色を活かした地域の「元気力」アップ」に取り組むことが必要と考えます。

(7) 大阪の特色を活かした地域の「元気力」アップ

少子高齢化や経済の低迷などの社会経済情勢の変化や府民ニーズの多様化により、防犯や子育て、福祉、教育など様々な分野で解決すべき多くの問題が生じ、行政単独では対応が難しい状況となっています。都市化や核家族化が進み、隣人とのコミュニケーションが少なくなっていることも影響して、子育てや親の介護で孤立し悩みを抱える人も多くなっています。

一方、退職期を迎えている団塊世代の男性の中には、長時間労働で職場以外に居場所がないまま退職する人もあり、また、地域においても、趣味や職場での経験を活かすことができる受け皿が十分用意されていません。

こうした中、地域社会の問題について、市民や企業、NPOなどが自治体と連携して、子育てをはじめ、様々な地域の問題を解決していくこと、地域としての魅力を創っていくことが「地域力の再生」として注目され重要になってきています。

大阪は、生活保護受給、就学援助受給、児童虐待などで全国と比べて厳しい状況を抱えていますが、例えば、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカーや、コミュニティソーシャルワーカーなど地域の支援人材と市町村が連携して子育て支援や介護のサポートを行うなど、地域の人たちと行政が連携して課題を解決した実績とノウハウを持っています。

各々の地域にとって、皆が関心のある共通の男女共同参画の課題（子育て、健康づくり、安全・安心なまちづくり等）に、中高年の男女や学生等を巻き込んで地域ぐるみの活動を展開することが必要です。その上で、支援をする必要性の高いケースには専門家による支援を充実させるなどし、地域の人と地元の市町村、民間団体が力を合わせて課題の解決や魅力づくりに向けて行う取組を支援していくことが重要であると考えます。

【具体的な取組例】

- ① 地域における課題解決等に向けた情報の発信・共有化
 - ・地域において行われている男女共同参画の課題の解決や魅力づくりに向けた取組について、情報発信と情報共有化を図る仕組みを検討する。
 - ・中高年の男性、女性が地域の活動に円滑に参画できるよう、地域で展開をしているサークル活動等の情報の提供を行う。
- ② 地域の具体的な取組の推進
 - ・在宅の子育て支援など地域で行われている活動を支援する。

- ・男女のライフステージに応じた健康づくりを推進（がん検診率の向上等）する。
- ・男女共同参画により、地域における防災の取組が推進されるよう働きかける。

③ 地域活動に携わる人材の育成

- ・地域に求められる人材、能力の確保に向け、研修等の人材の育成や人材のマッチング方策等の検討を行う。

④ 教育の場での取組

- ・海外では、大学生のボランティア活動を義務化している国もあり、先進事例を研究して、大学生等のボランティア活動が地域において促進されるような地域への参画を促す仕組みづくりを検討する。

7. 男女共同参画社会の形成に向けて（推進体制について）

より多くの府民に理解と共感を広げながら、男女共同参画の取組を進めていくには、男女共同参画に関する府民のネットワークを広げ、情報の共有化を図るとともに、これまで以上に推進体制の強化を図ることが重要です。

新たな計画の策定にあたっては、大阪府をはじめ、市町村、女性センター・男女共同参画センター、NPO、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等と連携・協働したオール大阪での取組に向けた推進体制について十分に検討することが必要と考えます。

（1）オール大阪での連携体制の一層の推進

- ・市町村、男女共同参画センター、企業、大学、NPO、経済団体、労働組合等とのネットワークを構築するとともに、共通テーマのもと一体となって、一層の取組を進める。

（取組例）DV防止啓発キャンペーン、中小企業における男女共同参画の取組支援
大学の研究機関（例：大阪府立大学女性学研究センター）と連携した調査研究

- ・企業経営者はじめ、各界の指導者層によるトップダウンの取組を一層促進する。
- ・これまで活用してきた「大阪府女性基金」について、府民から広く協力を得て、DV防止等男女共同参画施策を充実するため一層の活用を図る。

（2）行政の推進体制等の強化・充実

- ・国、府、市町村、他府県の相互連携の強化を図る。

（取組例）企業の取組促進

- ・府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）について、男女共同参画を

推進するための拠点施設として、女性の起業支援やNPO等の活動支援など新たな機能の強化を図る。

- ・海外の先進的取組に係る情報交換の場を設置するなど、男女共同参画に関する国際的な情報収集と分析機能の充実を図る。

V. おわりに

本答申をまとめるにあたり、審議会では、各委員の専門分野における現状報告や提言を数多く行うなどし、約2年にわたり議論を重ねました。社会が多様化、複雑化する中、男女共同参画社会の推進には、多様な側面からのアプローチが必要となっています。法律、条例の趣旨は、時代の変化に応じて、変わることなく、更に意味を持ってくるように思います。

このような中、世界を見ますとアフガニスタンの復興に向けては、「女性のエンパワメント」が鍵を握ると女性課題省を中心に国家プロジェクトが進められたり、韓国ソウル特別市では、“女性に優しい街は世界から人が集まる”として、「女幸（ヨヘン）」プロジェクトが進められるなど、女性の視点からの街づくり等も展開されています。

ここ大阪においても、男女共同参画社会の意義を再確認し、その実現により、世界の人々を集わせる都市となることを思い議論を進めてきました。

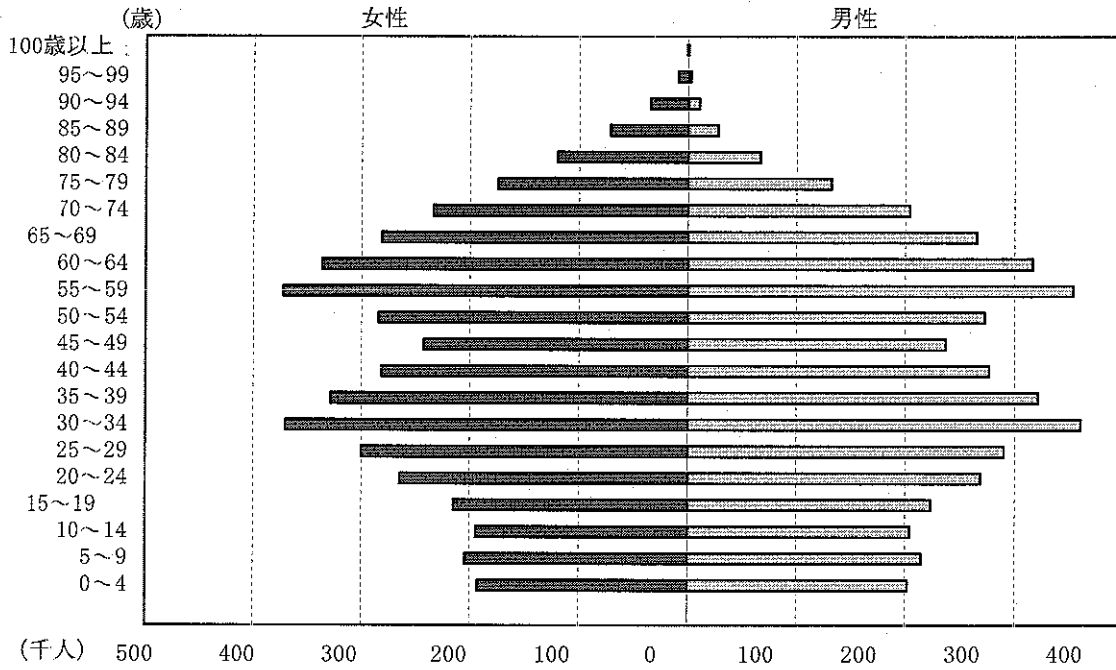
幅広い府民の皆様の協力により、大阪らしい「男女共同参画社会づくり」が推進され、活力ある元気な都市、大阪が形成されることを確信しています。

■大阪の男女共同参画を取り巻くデータ	21
【基礎状況】	
性別・年齢階級別大阪府の人口	
合計特殊出生率の推移(大阪府 全国)	
大阪府の高齢化率(65歳以上の割合)	
単身世帯数	
外国人登録者数(大阪府)	
【社会参画】	
審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 国)	
府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移	
公立小・中・府立高等学校、特別支援学校における管理職に占める女性教員の割合	
地方議会における女性議員の割合の推移(大阪府 全国)	
女性の管理職比率(大阪府 全国)	
【社会環境】	
労働力人口(大阪府)	
性別・年齢階級別労働力率(大阪府 全国)	
年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府 全国)	
女性雇用者全体に占める非正規就業者の割合(大阪府 全国)	
性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)	
育児休業の取得率(大阪府 全国)	
家事に要する時間(大阪府)	
保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移(大阪府)	
児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)	
相対的貧困率(全国)	
大阪府内の児童扶養手当受給者数の推移	
大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移	
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	
女性相談センターにおける主訴別一時保護の状況の推移	
大阪地方裁判所における保護命令件数	
ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談先(大阪府)	
市町村がん検診受診率(大阪府 全国)	
高等教育機関への進学率の推移(大阪府)	
大阪府内大学における学部学科別生徒数	
【府民意識】	
男女平等の現状認識(社会全体として)	
性別役割分担意識	
性別役割分担意識 <大阪府(性・年代別)>	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	
■諮問(平成20年12月22日男女共第1384号)	37
■大阪府男女共同参画審議会委員名簿	39
■大阪府男女共同参画審議会の審議経過	40

大阪の男女共同参画を取り巻くデータ

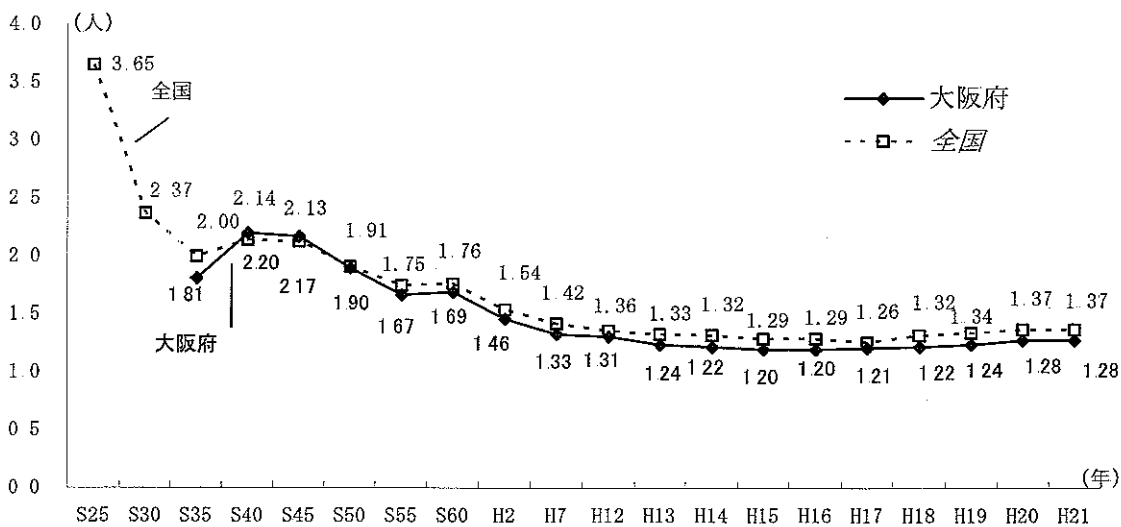
【基礎状況】

性別・年齢階級別大阪府の人口



資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」(H18.10.31)

合計特殊出生率の推移 (大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

大阪府の高齢化率（65歳以上の割合）

	H12	H21	H26（推計）
高齢化率	14.9%	21.5%	25.3%

単身世帯数

（世帯）

		H12	H17
単身世帯		102万9千	115万2千
内数	65歳以上	25万5千	34万
	ひとり親世帯	6万3千	7万7千

資料出所：総務省「平成17年国勢調査 第一次基本集計結果」

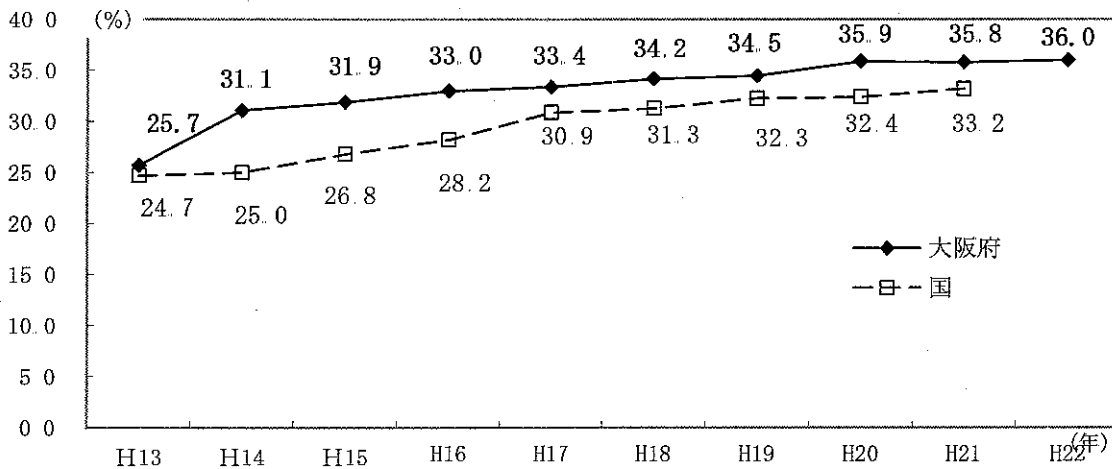
「外国人登録者数（大阪府）」

	平成11年			平成21年		
	女性(人)	男性(人)	計(人)	女性(人)	男性(人)	計(人)
韓国・朝鮮	84,270	78,797	163,067	71,040	62,356	133,396
中国	13,011	11,771	24,782	26,289	21,866	48,155
フィリピン	-	-	3,159	-	-	5,711
ブラジル	2,255	2,892	5,147	1,896	2,424	4,320
アメリカ	-	-	1,803	-	-	2,605
ベトナム	-	-	783	-	-	3,373
タイ	-	-	909	-	-	1,747
ペルー	-	-	1,143	-	-	1,210
インドネシア	-	-	742	-	-	1,376
イギリス	-	-	683	-	-	883
その他	-	-	5,149	-	-	9,006
合計	106,571	100,796	207,367	111,165	100,617	211,782

資料出所：法務省「在留外国人統計」

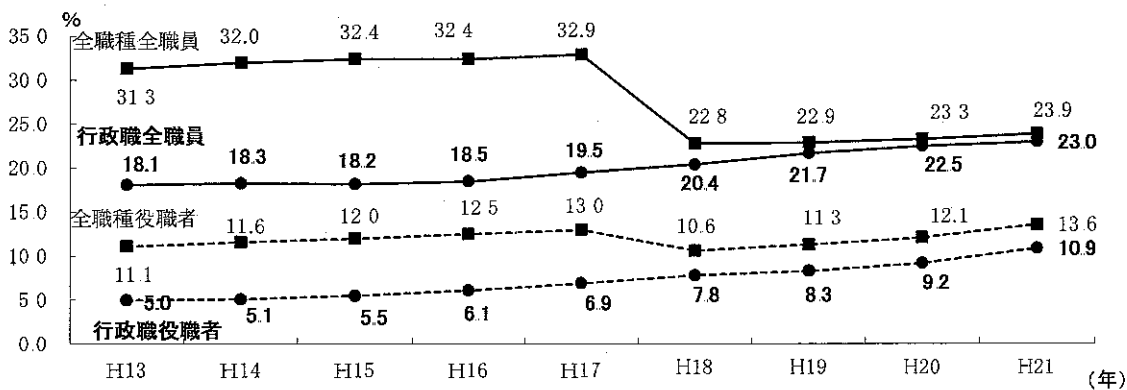
【社会参画】

審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 国)



資料出所：内閣府調べ（各年 9 月 30 日現在）、大阪府男女共同参画課調べ（各年 4 月 1 日現在）

府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移



資料出所：大阪府人事室調べ(各年 5 月 1 日現在)

(注)役職者は、主査(係長)級以上の職員。平成 18 年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。

公立小・中・府立高等学校、特別支援学校における管理職に占める女性教員の割合

	H14 年度	H17 年度	H19 年度	H20 年度	H20 年度(全国)
公立小学校	16.3	17.2	18.6	18.6	19.7
公立中学校	6.3	7.1	8.0	9.0	6.3
府立高等学校	7.6	5.4	5.8	7.2	5.5
府立特別支援学校	14.1	21.4	23.1	18.3	19.2

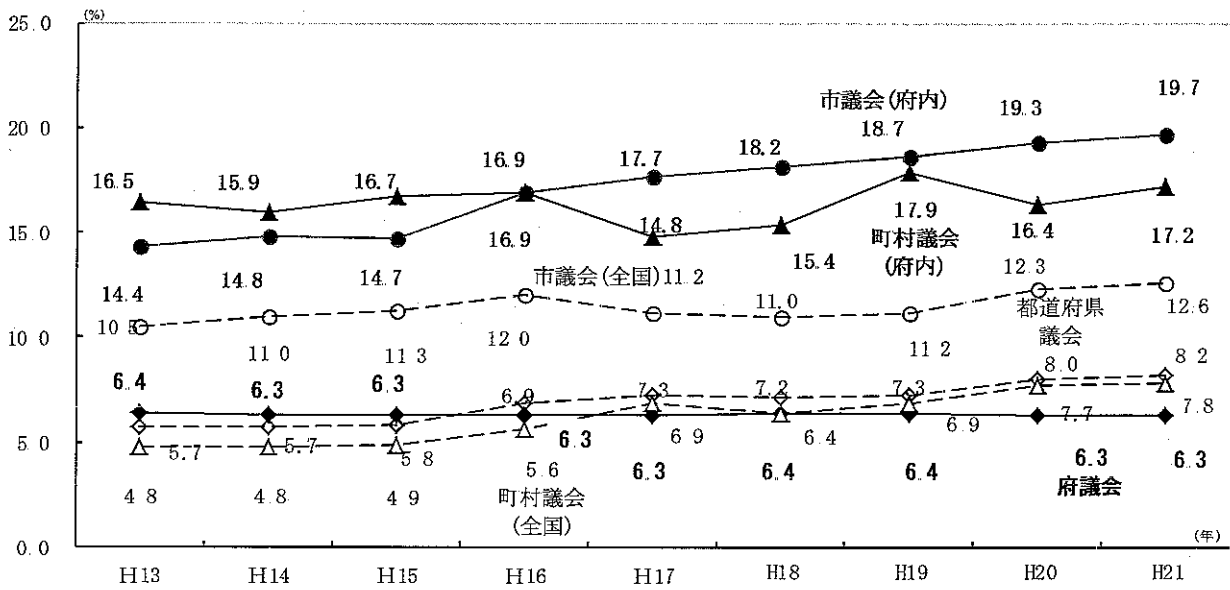
資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」

文部科学省「平成 20 年度学校基本調査」

(注) 小中学校は、大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

(注) 全国数値は、公立学校における管理職(校長、副校長、教頭の計)に占める女性の割合

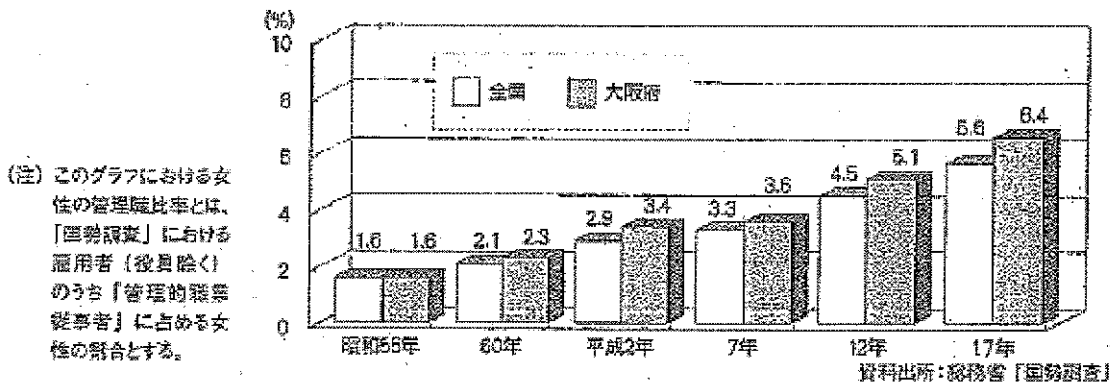
地方議会における女性議員の割合の推移（大阪府 全国）



資料出所：府議会、府内の市・町村議会は、大阪府男女共同参画課調べ（H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在）
 都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」（12月現在）、
 H14からは「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

女性の管理職比率（大阪府 全国）

女性の管理職比率の推移



(注) このグラフにおける女性の管理職比率とは、「国勢調査」における雇用者（役員除く）のうち「管理的職業従事者」に占める女性の割合とする。

【社会環境】

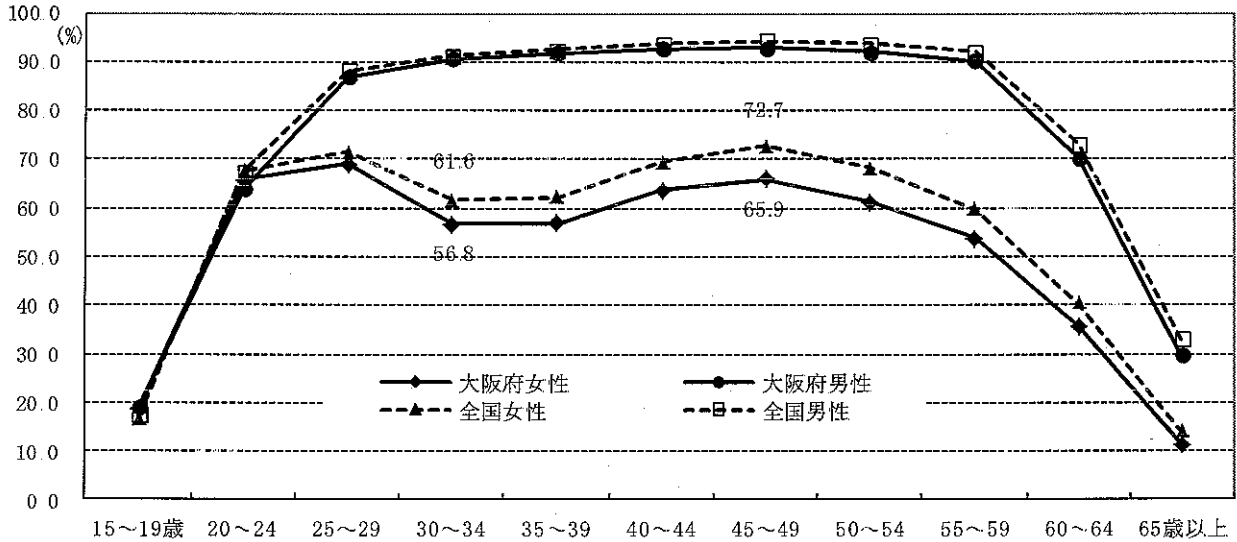
労働力人口（大阪府）

（人）

	H 1 3	H 2 1
大阪府	453 万 7 千	434 万 8 千

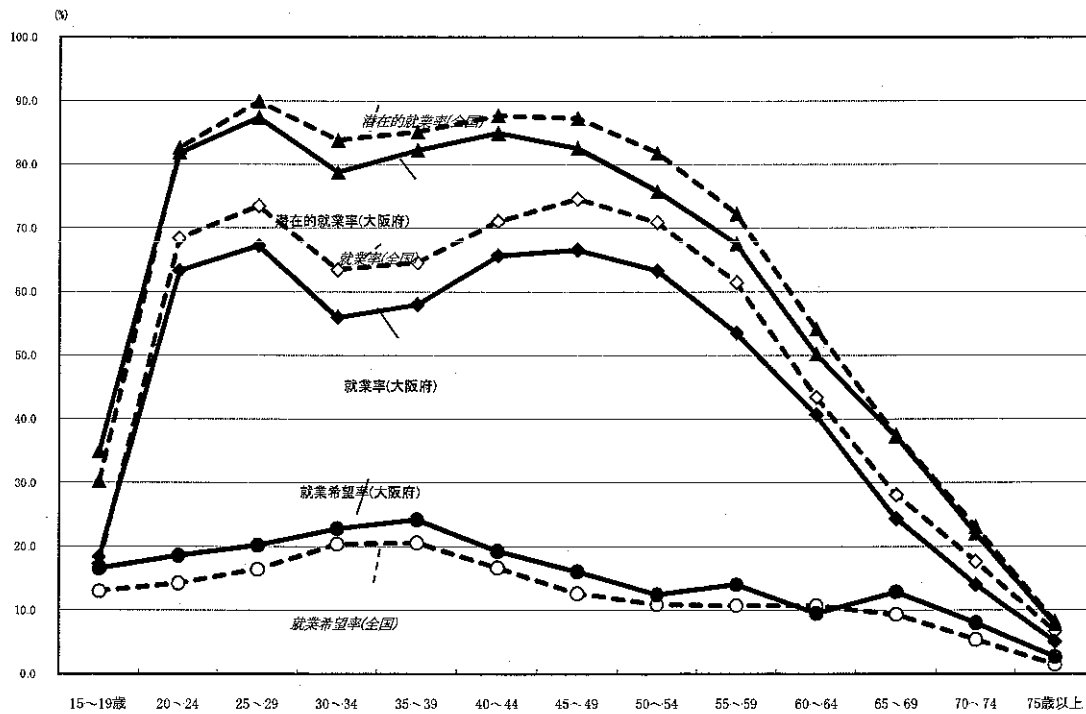
資料出所：総務省「労働力調査」

性別・年齢階級別労働力率（大阪府 全国）



資料出所：総務省「国勢調査」（平成 17 年）

年齢階級別女性の潜在的就業率（大阪府 全国）



資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

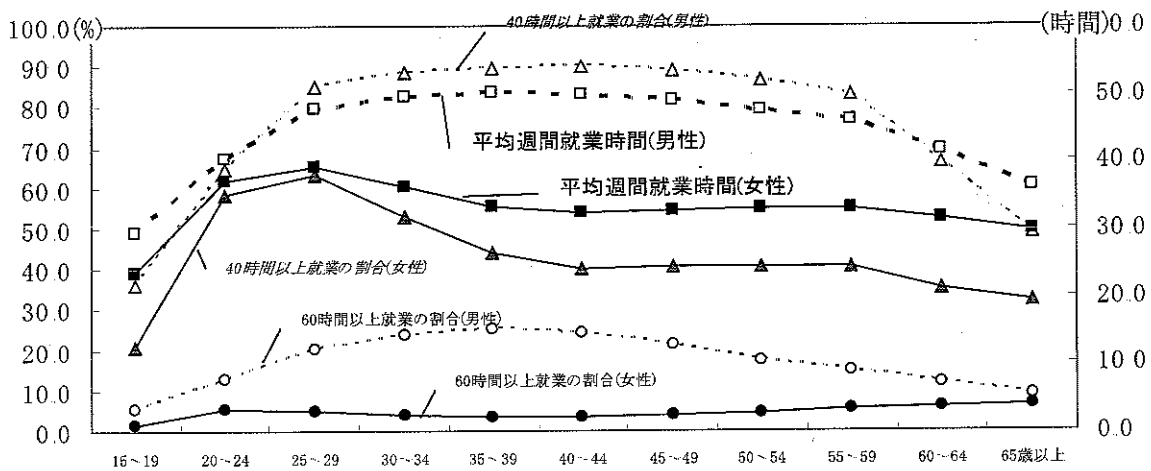
（注）潜在的就業率＝（就業者数（年齢階級別）＋就業希望者数（年齢階級別））／15 歳以上人口（年齢階級別）

女性雇用者全体に占める非正規就業者の割合（大阪府 全国）

	H9	H14	H19
大阪府	46.4%	55.6%	58.8%
全国	44.0%	52.9%	55.2%

資料出所：総務省「就業構造基本調査」

性別・年齢階級別平均週間就業時間（大阪府）



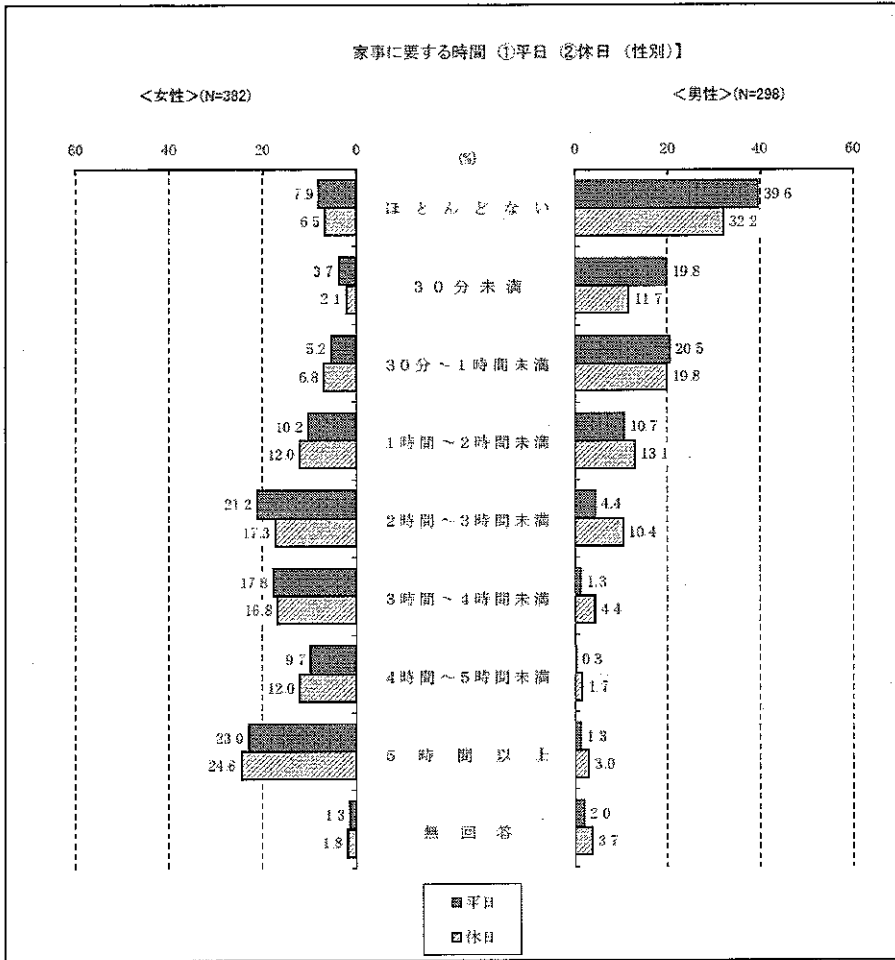
資料出所：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

育児休業の取得率（大阪府 全国）

		(常用労働者 30 人以上の規模)		(%)	
		H14		H20	
女性	大阪府	81.5	大阪府	86.1	
	(全国)	(71.2)	(全国)	(89.0)	
男性	大阪府	0.4	大阪府	0.9	
	(全国)	(0.05)	(全国)	(1.22)	

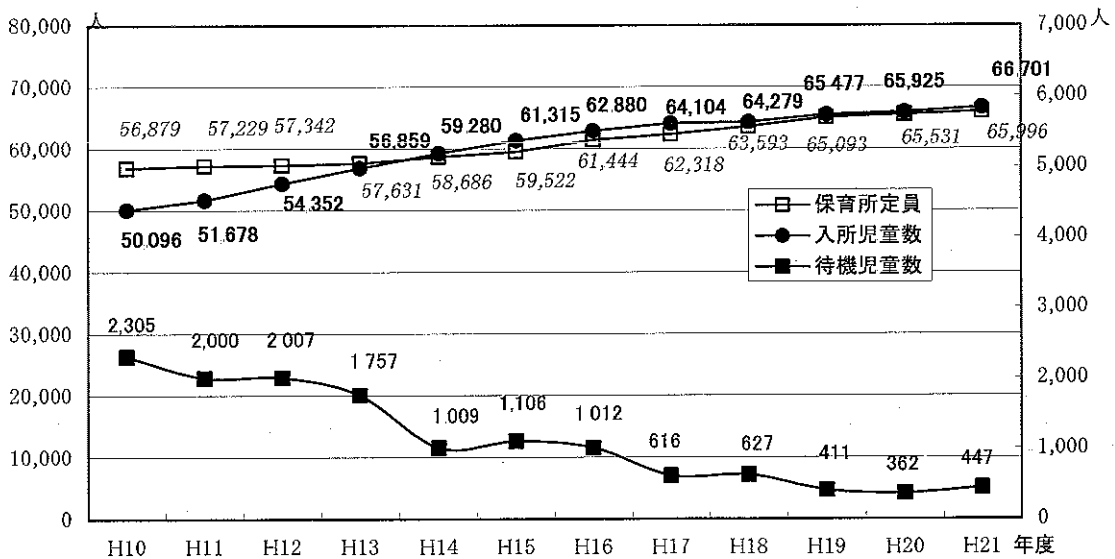
資料出所：H20 大阪府労働関係調査報告書

家事に要する時間（大阪府）【府民意識調査】



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（平成 21 年度）

保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移（大阪府）

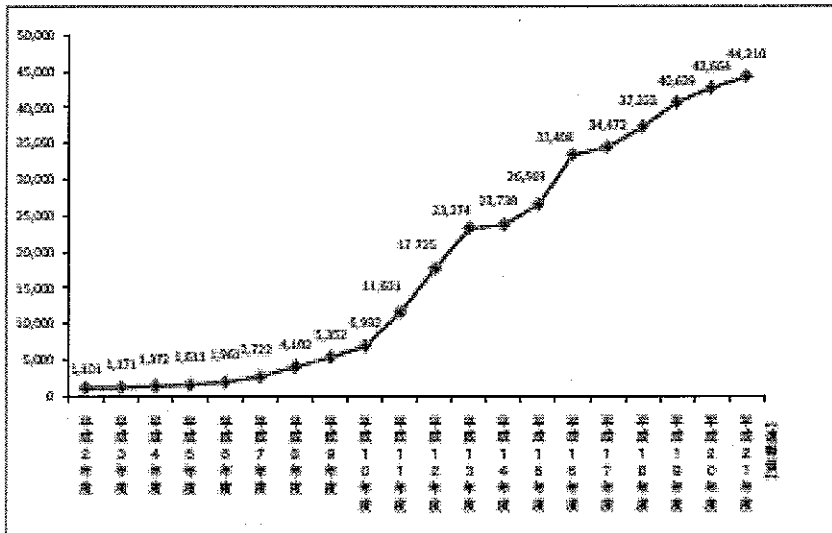


資料出所：大阪府子ども室調べ（各年度 4 月 1 日現在）

（注）大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

平成 17 年度は、平成 16、17 年度の 2 か年整備に伴う事前入所承認数等を除いた実待機児童数

児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



〈都道府県別（平成21年度）〉

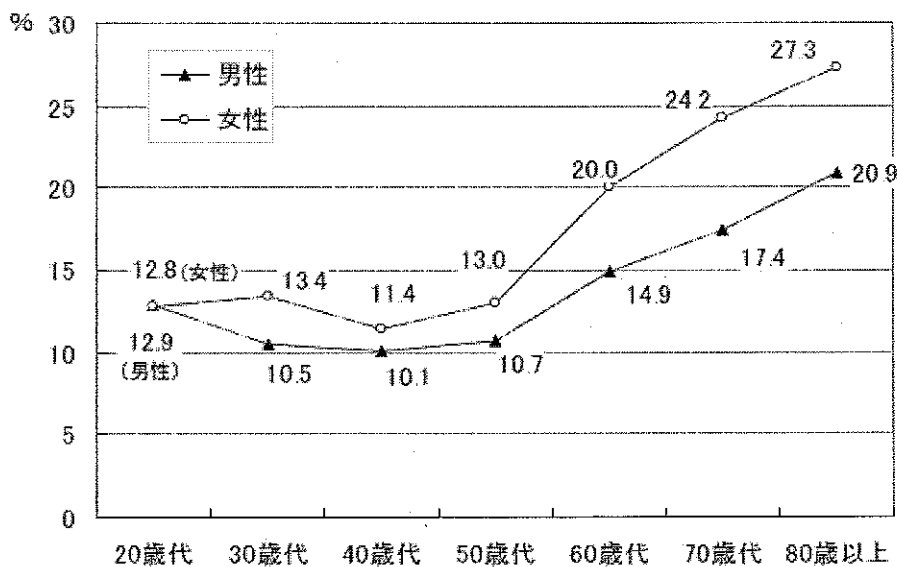
順位	都道府県名	件数
1	神奈川県	5,676件
2	大阪府	5,436件
3	東京都	3,339件
4	千葉県	2,655件
5	埼玉県	2,585件

資料出所：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

相対的貧困率（全国）

内閣府「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」より

図表 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（平成14年）

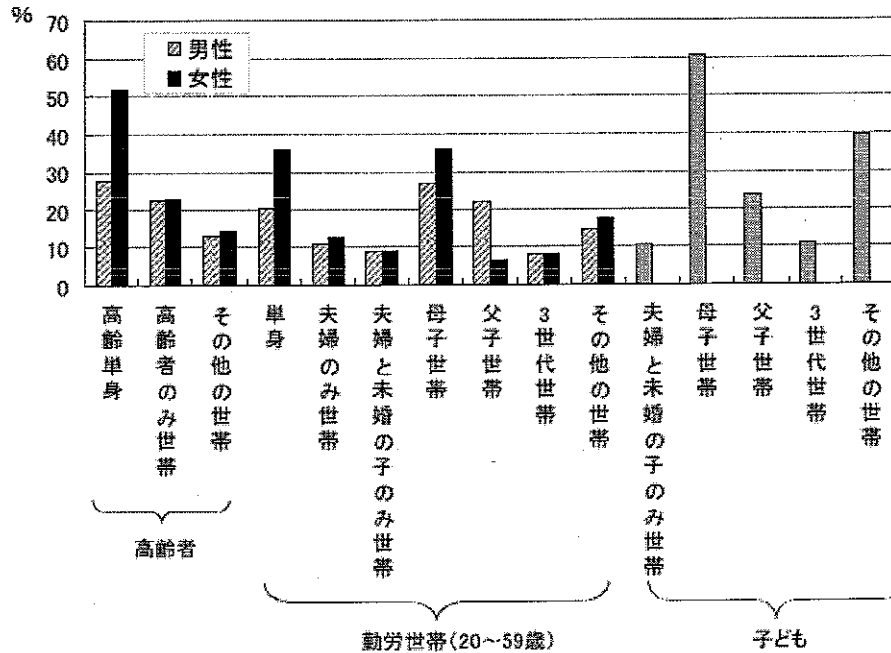


資料:阿部彩(2008)「第1部 貧困の現状と経済理論:第1章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.33。

注1:厚生労働省「平成14年所得再分配調査」より筆者計算。

注2:貧困率は、税・社会保険料控除後、社会保障(年金、生活保護、児童手当等)給付後の世帯所得(世帯全員の所得の合算値)を世帯員数で調整した等価世帯(可処分)所得の全個人の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い等価世帯所得の人を「貧困者」としている(阿部(2008)より抜粋引用)、なお、等価スケールには世帯人数の0.5乗が用いられている。

図表 年齢別・世帯類型別：相対的貧困率（平成14年）



資料:阿部彩(2008)「第1部 貧困の現状と経済理論:第1章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.35。

注1:厚生労働省「平成14年所得再分配調査」より筆者計算。

注2:等価世帯所得が全人口の中央値の50%以下の割合。

注3:子どもは男女別ではなく、男女合計値。

大阪府内の児童扶養手当受給者数の推移

(各年3月末現在)

	大阪府 (人)	全国 (人)	全国比
平成15 (2003)年	77,542	822,953	9.4%
平成16 (2004)年	81,403	871,161	9.3%
平成17 (2005)年	85,002	911,470	9.3%
平成18 (2006)年	87,212	936,579	9.3%
平成19 (2007)年	88,682	955,844	9.3%
平成20 (2008)年	89,251	967,215	9.2%
平成21 (2009)年	89,249	969,261	9.2%

※全国比:全国の児童扶養手当受給者数に占める大阪府の割合

資料出所:「第2次大阪府母子家庭等自立促進計画」

大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移

※政令市・中核市を含む。

(各年3月分)

	大阪府(世帯)	全国(世帯)	全国比
平成15(2003)年	13,474	78,006	17.3%
平成16(2004)年	14,933	84,752	17.6%
平成17(2005)年	16,053	88,800	18.1%
平成18(2006)年	16,656	91,239	18.3%
平成19(2007)年	16,849	92,475	18.2%
平成20(2008)年	16,940	92,266	18.4%
平成21(2009)年	17,247	94,285	18.3%

※全国比：全国の生活保護受給母子世帯数に占める大阪府の割合

資料出所：「第2次大阪府母子家庭等自立促進計画」

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
4,212	3,423	3,759	3,886	3,929

※ 相談件数は電話・面接の合計

※ 内閣府報告件数(被害者本人から受けた相談件数)

女性相談センターにおける主訴別一時保護の状況の推移

年度	一時保護件数									
	計	暴力			住む所 なし	貯金 問題	精神 障がい	売春 関係	人身 取引	その他
		DV	他	計						
17	431	300	55	355	68	3	0	0	1	5
18	394	279	38	317	57	3	0	3	6	8
19	474	343	41	384	78	0	0	5	0	7
20	564	401	61	462	87	1	0	3	0	11
21	562	423	56	479	81	1	0	0	0	1

資料出所：大阪府女性相談センター事業概要より

大阪地方裁判所における保護命令件数

年	全国		大阪地裁	
	事件既済数	保護命令数	事件既済数	保護命令数
17	2718	2141	290	261
18	2769	2208	284	248
19	2757	2186	319	278
20	3143	2525	306	256
21	3087	2410	262	211
比率	100%	100%	8.5%	8.8%

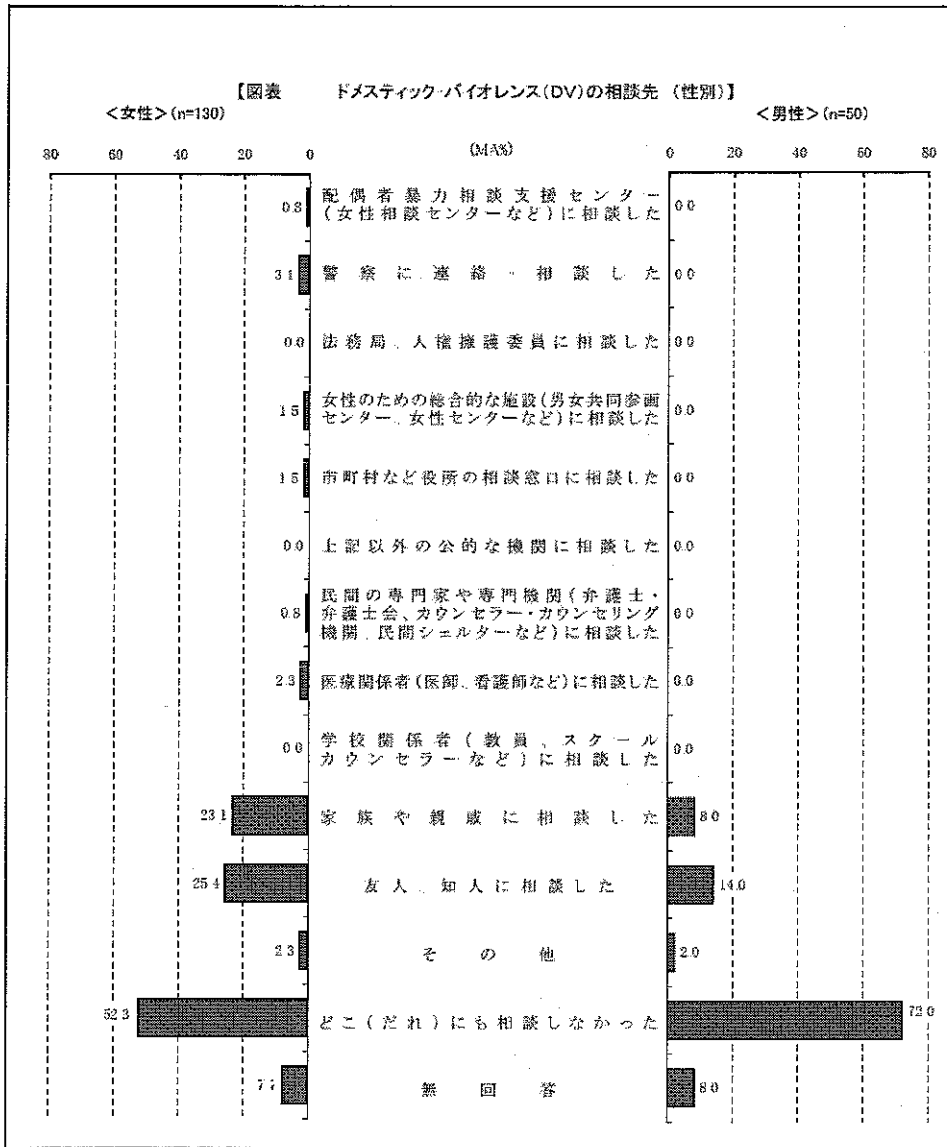
資料出所：最高裁判所の統計資料より作成

※保護命令数の全国順位(平成21年)

1 大阪府(211件)、2 東京都(137件)、3 北海道(131件)

ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談先（大阪府）

ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験のある人の相談先



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（平成 21 年度）

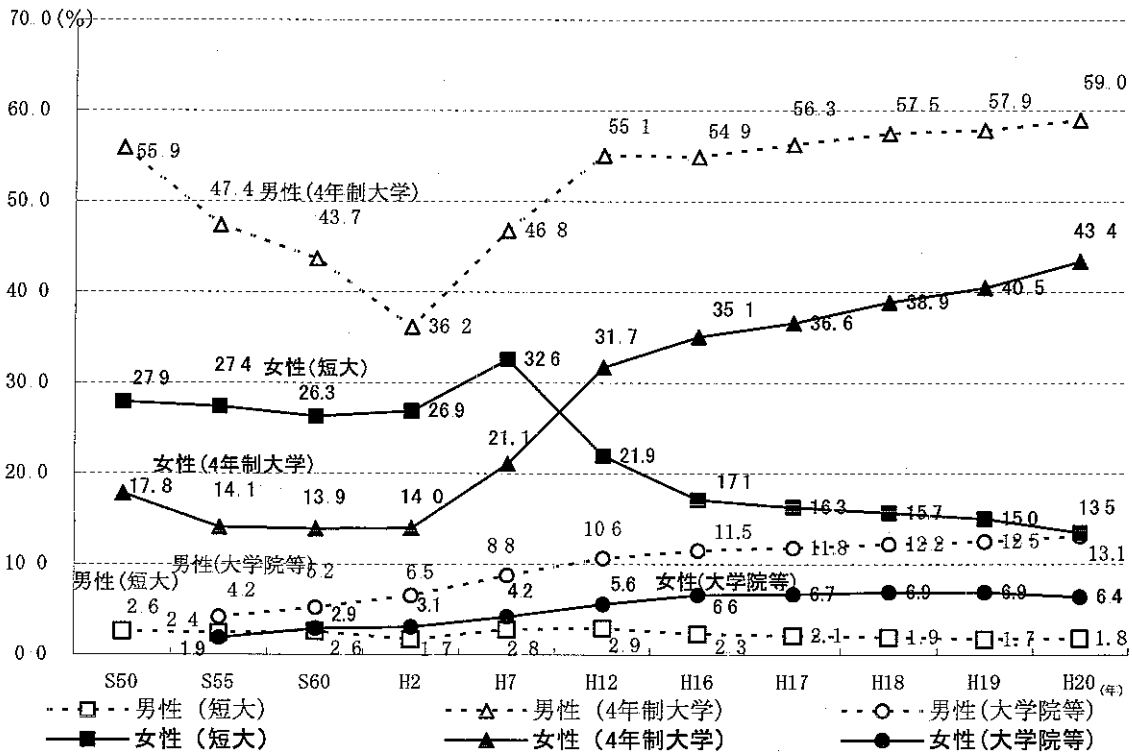
市町村がん検診受診率（大阪府 全国）

<平成 19 年度>

	乳がん検診	子宮がん検診	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
大阪府	14.9%	18.3%	22.1%	17.2%	20.6%
全国	20.3%	21.3%	28.7%	23.3%	24.9%

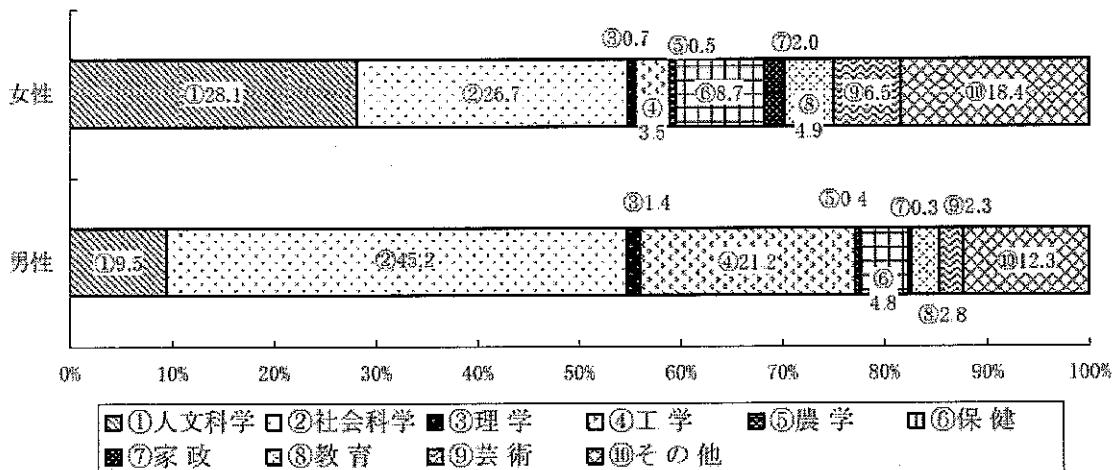
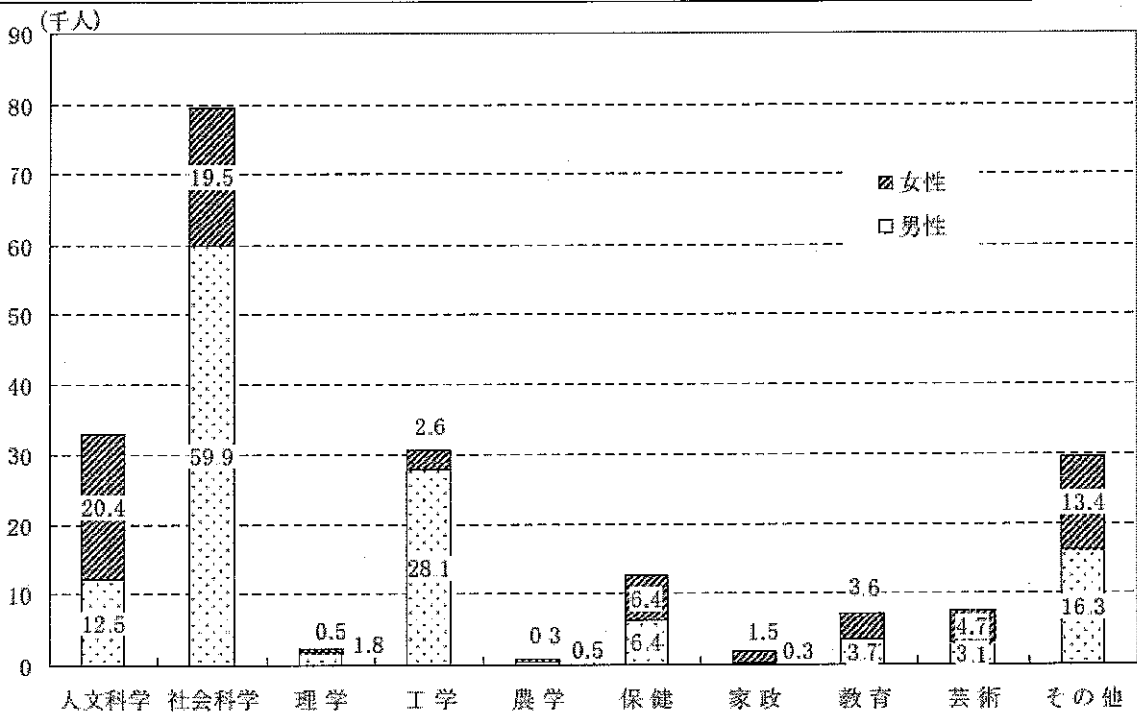
資料出所：「国民生活基礎調査」（平成 19 年度）

高等教育機関への進学率の推移(大阪府)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」をもとに、大阪府男女共同参画課で作成
 (注)大学院等への進学は、大学を卒業後、大学の学部・短期大学へ進学した者等も含む。

大阪府内大学における学部学科別生徒数



資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成20年度)

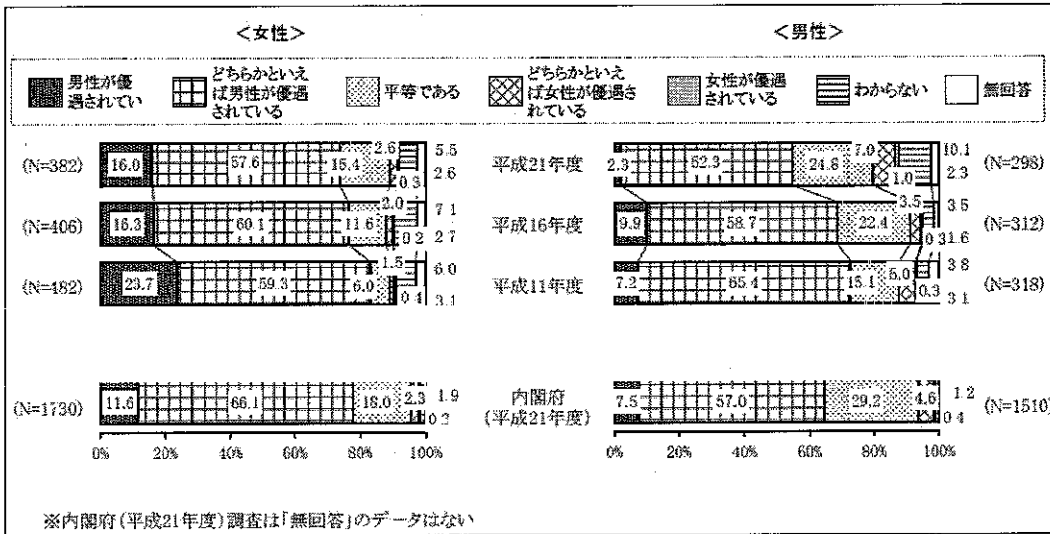
(注)「その他」は、学芸学部、理工学部、総合科学部、人間科学部、国際学部等。

「保健」は、医学部、歯学部、薬学部、看護学部等。

【府民意識】

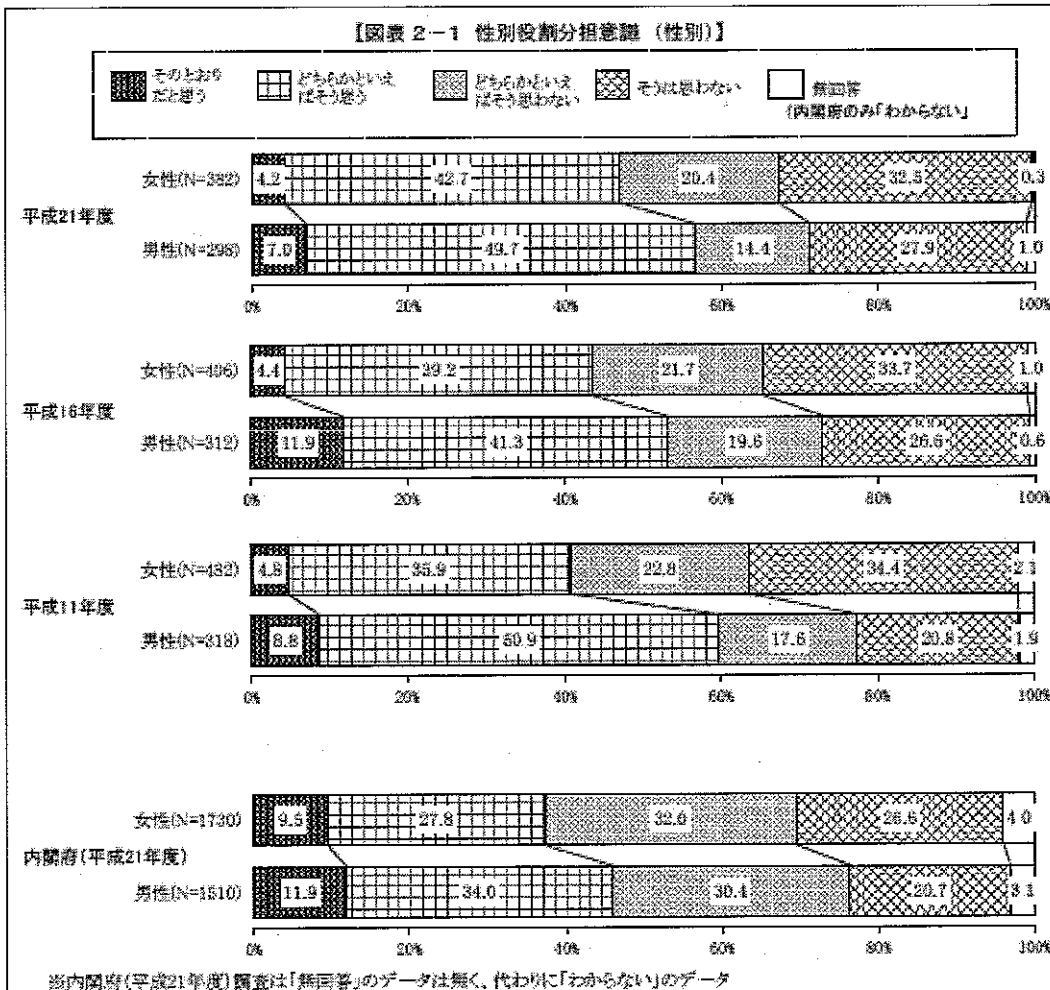
男女平等の現状認識（社会全体して）

社会全体として、男女はどの程度平等になっていると思うか。（府民意識調査）



性別役割分担意識

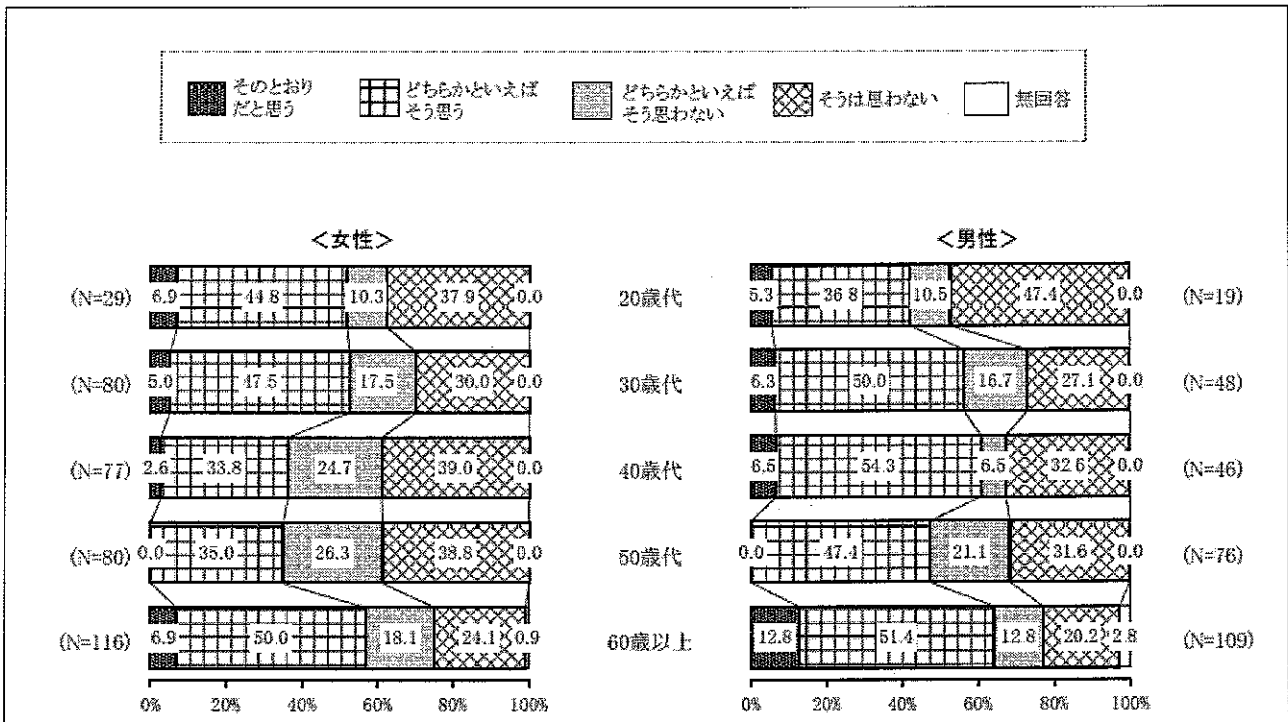
「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか。（府民意識調査）



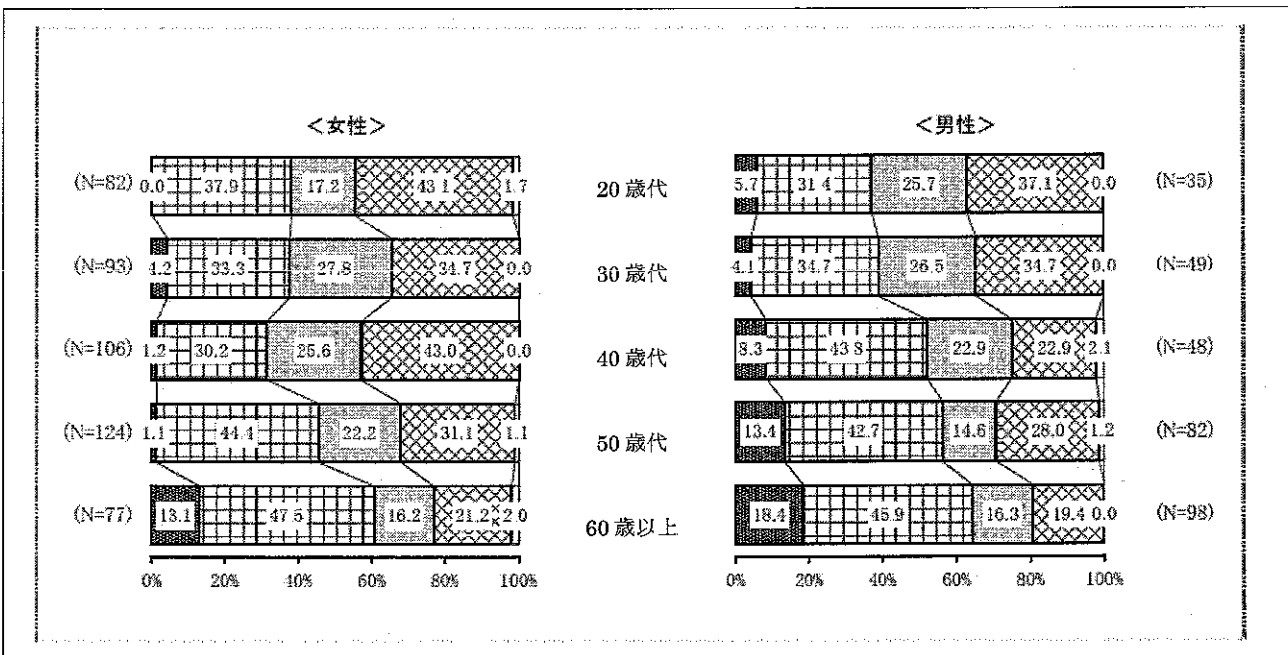
性別役割分担意識 <大阪府（性・年代別）>

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか。（府民意識調査）

<平成21年度 大阪府（性・年代別）>



<平成16年度 大阪府（性・年代別）>



「男女共同参画社会」という用語の周知度

「男女共同参画社会」という用語を見たり聞いたりしたことがあると、回答した者の割合。

調査種別	女性	男性
府民意識調査（H21年度）	43.2%	45.3%
府民意識調査（H11年度）※	10.2%	16.0%
内閣府調査（H21年度）	62.1%	67.5%

※ 「男女共同参画社会基本法」で調査。

(写)

男女共 第 1384号

平成20年12月22日

大阪府男女共同参画審議会

会 長 徳矢 典子 様

大阪府知事 橋下 徹

大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、
次のとおり諮問します。

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方につ
いて、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

本格的な人口減少時代の到来、少子高齢化、グローバル化、高度情報通信化の進展など、人々を取り巻く社会経済情勢は急速に変化している。

こうした変化に柔軟に対応し、人々がいきいき暮らすことができる活力ある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

平成11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、これまで国や地方公共団体は法の趣旨、理念等を踏まえ様々な施策を推進してきた。

大阪府においても、府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を平成14（2002）年4月に施行し、平成13年度からの概ね10年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」（以下、「プラン」と記載）に沿って、働く場における男女共同参画の推進策をはじめ、様々な施策を総合的、計画的に展開してきた。

しかしながら、社会的な意思決定への女性の参画の遅れや女性に対する暴力の問題など、性別による固定的な役割分担意識を背景とした男女の自由な活動の選択を妨げる状況が依然として社会の様々な分野に存在している。

男女共同参画社会実現のためには、現行プランの目標年次である平成22年度末を控え、これまでの施策の到達点と課題を整理したうえで、平成23年度以降の新たな男女共同参画計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。

大阪府男女共同参画審議会委員名簿

- 会 長 徳矢 典子 弁護士
- 会長代理 伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授
- 委 員 加納 恵子 関西大学社会学部教授
- 株本 佳子 前日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会委員長
- (※平成21年12月18日～)
- [高瀬 正美 日本労働組合総連合会大阪府連合会男女平等推進部長
(※～平成21年12月17日)]
- 木戸口 公一 医療法人厚生会副理事長、同大阪西クリニック院長
- 清野 博子 前大阪府立男女共同参画・青少年センター館長
- 田間 泰子 大阪府立大学人間社会学部教授、女性学研究センター主任研究員
- 中田 理恵子 財団法人大阪府人権協会評議員 (※平成22年4月1日～)
- [井上 泰子 財団法人大阪府人権協会評議員 (※～平成22年3月31日)]
- 畑 律江 毎日新聞社編集局学芸部編集委員
- 深堀 昭吾 シヤープ株式会社秘書室長 (前人事本部副本部長)
- (※平成22年3月15日～)
- [福島 伸一 パナソニック株式会社代表取締役副社長
(※～平成21年6月10日)]
- 古久保さくら 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
- 村上 正直 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
- 森田 雅也 関西大学社会学部教授
- 山野 則子 大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科教授

大阪府男女共同参画審議会の審議経過

【第20回】 平成20年12月22日

- ・会長及び会長代理の選任について
- ・大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

【第21回】 平成21年3月30日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について

【第22回】 平成22年1月28日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について

【意見交換会】 平成22年3月24日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第23回】 平成22年5月24日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第24回】 平成22年7月20日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第25回】 平成22年8月23日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第26回】 平成22年9月27日

- ・会長及び会長代理の選任について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第27回】 平成22年11月1日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第28回】 平成22年12月17日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（答申案）

